教員免許更新制の発展的解消と免許状が失効している場合の必要な手続きについて

1. 概要

　「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、令和４年７月１日から、教員免許更新制は解消されました。

令和４年７月１日以降に授与される普通免許状及び特別免許状は有効期間の定めはありません。また、令和４年７月１日時点で有効な普通免許状及び特別免許状（休眠状態※を含む）は、手続きなく有効期限のない免許状となりました。

※休眠状態・・・平成２１年３月３１日以前に教員免許状を授与された方が、教員免許状を必要としない職に就いていたため、

更新の手続きを行わずに有効期限を経過し、効力が一時的に停止（休眠）した状態にあること。

1. 免許状の有効性等の確認方法

免許状の有効性等の確認は、別添１のフローチャートで行ってください。

1. フローチャートで確認の結果、所有している免許状が全て「有効」（休眠）だった場合

何の手続きをすることなく、このまま教員として勤務することができます。

1. フローチャートで確認の結果、所有している免許状が全て「失効」していた場合

このままでは、教員として勤務することはできません。下記３の手続きを終え、採用日までに有効

な免許状の授与を受ける必要があります。

1. 所有している免許状が全て失効していた場合の必要な手続きについて（詳細は、別添２参照）

◎必ず、下記学校人事課　教員免許制度班へ電話連絡後、必要な手続きを行ってください。

1. 旧免許状所持者が期限切れ失効となった場合
   1. 更新期限（修了確認期限）時点の勤務地が所在する都道府県教育委員会の教員免許担当課に連絡し、所有する全ての免許状を返納する。（既に返納した方は除く）
   2. 所有していた免許状の授与権者である都道府県教育委員会（もしくは現在の居住地の都道府県教育委員会）に授与申請を行う。
2. 新免許状所持者が期限切れ失効となった場合
   1. 所有していた免許状の授与権者である都道府県教育委員会（もしくは現在の居住地の都道府県教育委員会）に授与申請を行う。
3. 熊本県に授与申請を行う場合の注意点
   1. 必要書類については、熊本県教育委員会のホームページを確認すること。
   2. 免許状の発行に３０日程度かかるため余裕を持って申請すること。

【問合せ先】

熊本県教育庁教育総務局学校人事課　教員免許制度班

TEL：０９６－３３３－２６９１

FAX：０９６－３８３－３９１５